

チマキザサ再生委員会規約

(設置)

第1条 左京区北部の花脊・別所地域等に分布するチマキザサの復活を目指し、関係団体等が相互に連携し、情報を共有し、並びに横断的な連絡調整及び協議を行うことにより、チマキザサの復活に向けた総合的な取組を推進するため、「チマキザサ再生委員会」(以下「委員会」という。)を置く。

(事業)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) チマキザサ再生に向けた保全及び調査
- (2) チマキザサ再生に向けた機運醸成及び啓発活動
- (3) **チマキザサ再生に向けた生産・流通モデルの確立**
- (4) チマキザサ再生に向けた担い手の支援に関すること
- (5) その他目的を達成するために必要な事業に関すること

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる団体等の代表者等をもって構成する。

- (1) 花脊自治振興会
- (2) 別所自治振興会
- (3) チマキザサ再生研究会
- (4) 左京区役所
- (5) 京都市関係局
- (6) 元京都市未来まちづくり100人委員会「山紫水明の京都」チーム
- (7) 祇園祭山鉦連合会
- (8) 前各号に掲げる団体のほか、左京区長が必要と認める関係団体

(役員・役割)

第4条 委員会には次の役員を置く。

- | | |
|------|----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 1名 |
| 会計監査 | 2名 |

2 委員長は、委員の互選によるものとし、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 会計監査は、左京区長及び委員の互選によるものとし、委員会の会計を監査する。

(役員任期)

第5条 役員任期は、2年とし、毎年度3月31日までとする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

3 役員は任期を終了しても、後任役員が就任するまでその職務を引き続き行うものとする。

(会議の成立及び議決)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長及びその職務を代行する者が在任しないときの委員会は、左京区長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席した委員の過半数でこれを決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 会議に出席できない委員は、書面をもって表決し、または他の委員にその権限を委任すること、もしくはその所属する団体の者を代理出席させ、その権限を委任することができる。この場合において、前項の適用については、出席したものとみなす。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面その他の方法により、委員の意見を求めることにより、会議の決議に代えることができる。この場合、第2項の規定は、これを準用する。

(作業部会)

第7条 第3条の事業の円滑な推進を図るため、委員長は委員会に作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会には部会長を置く。
- 3 部会長は、委員の互選によるものとし、作業部会を代表し、会務を総理する。
- 4 作業部会は部会長が招集する。ただし、部会長が在任しないときの作業部会は、委員長が招集する。

(会計)

第8条 委員会が行う事業に必要な経費は、京都市からの補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 3 会計に関する規定は、別にこれを定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務局を、左京区役所内に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別途委員長が定める。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附則

この規約は、令和3年8月12日から施行する。